

介護保険料の納入通知書を送付

☎ 高齢介護課 ☎0823-43-1651

介護保険料は、介護を必要とする高齢者を社会全体で支え合う制度です。財源は公費50%、保険料50%で運営されています。65歳以上の被保険者の方に対し、7月中旬に本年度の納入通知書や納付書を送付しますので、保険料額と納め方をご確認ください。

区分	保険料の納め方	対象者
65歳以上 (第1号被保険者)	普通徴収 (納付書または口座振替)	①老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給額が年額18万円未満の方 ②年度中に65歳になった方 ③転入した方
	特別徴収 (年金支給月に年金支給額から天引き)	老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給額が年額18万円以上の方
40歳以上65歳未満 (第2号被保険者)	加入している医療保険(健康保険・共済組合・国民健康保険)の保険料(税)に介護保険分を上乗せして納めます。	

令和7年度税制改正に伴う令和8年度の介護保険料の「特例措置」と「特例減免」について

「特例措置」とは・・・

令和7年度税制改正により、令和8年度市民税(令和7年中の所得)の給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に10万円引き上げられますが、介護保険法施行令の改正により、令和8年度の介護保険料の算定においては、従前の控除額と同様に調整して計算します。

このため、改正後の給与所得控除の結果、市民税が非課税となった場合でも、介護保険料の所得段階では課税とみなす場合があります(みなし課税)。

特例措置は、令和7年中の給与収入が55万円以上190万円未満の人に影響があります。

「特例減免」とは・・・

令和7年度の市民税が非課税で、令和8年度の市民税も非課税となった人へは、特例措置は行わず、介護保険料の算定においても「非課税」として取り扱う「特例減免」を行います。なお、特例減免対象者については、あらかじめ減免を適用した後の介護保険料を通知します(申請書の提出は必要ありません)。

令和7年度・令和8年度共に市民税非課税にもかかわらず介護保険料の課税状況が本人課税となっている場合は問い合わせてください。

■令和8年度介護保険料額

保険料段階区分	対象者	介護保険料額	
		年額	月額
第1段階 (基準額×0.285)	・生活保護被保護者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円以下の方	19,100円	1,592円
第2段階 (基準額×0.485)	・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円を超え120万円以下の方	32,500円	2,708円
第3段階 (基準額×0.685)	・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	46,000円	3,833円
第4段階 (基準額×0.9)	・世帯の誰かに市町村民税が課税されていて、本人は市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円以下の方	60,400円	5,033円
第5段階 (基準額)	・世帯の誰かに市町村民税が課税されていて、本人は市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が82.65万円を超える方	67,200円	5,600円
第6段階 (基準額×1.2)	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	80,600円	6,717円
第7段階 (基準額×1.3)	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	87,300円	7,275円
第8段階 (基準額×1.5)	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	100,800円	8,400円
第9段階 (基準額×1.7)	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	114,200円	9,517円
第10段階 (基準額×1.9)	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	127,600円	10,633円
第11段階 (基準額×2.1)	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	141,100円	11,758円
第12段階 (基準額×2.3)	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	154,500円	12,875円
第13段階 (基準額×2.4)	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	161,200円	13,433円

国民健康保険税の納税通知書を送付

☎ 税務課 ☎0823-43-1636

7月中旬に、今年度(4月～令和9年3月分)の国民健康保険税の納税通知書を送付します。

■国民健康保険税の決まり方

- ・納税義務者は世帯主です。世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、同一世帯に国民健康保険加入者がいれば世帯主が納税義務者になります。ただし、この場合の世帯主の所得は保険税の計算には含めません。
- ・今回の通知は、4月1日から6月30日までに届出のあった国民健康保険資格の異動や所得額の変更を含んで計算しています。7月1日以降に、資格の異動や所得額の変更があった場合は、保険税額を再計算し、8月以降に変更通知書を送付します。

※令和8年度保険税の税率と賦課限度額は、前月の広報または市のホームページをご覧ください。

■国民健康保険税の納め方

保険税の納付方法は次の2種類です。納め方は納税通知書に記載しています。

▶普通徴収(自主納付)：納税通知書の1期～8期に税額が記載されています。

・納付書 納期限内に、同封の納付書で納付してください。

・口座振替 納期限内に、指定口座から振り替えます。

口座振替を希望する場合は、通帳と届出印を持って市内金融機関の窓口で手続きをしてください。口座振替依頼書は、本庁税務課、各市民センター(江田島・能美・沖美)、三高支所、市内金融機関の窓口にあります。

▶年金特別徴収(年金から天引き)：納税通知書の4月～翌年2月の欄に税額が記載されています。

・年金支給月に世帯主の年金支給額から天引きされます。

※口座振替への変更を希望する場合は、申し出が必要ですので、お問い合わせください。



▲市ホームページ
QRコード

後期高齢者医療保険料の納入通知書を送付

☎ 保健医療課 ☎0823-43-1639

7月中旬に、令和8年度の後期高齢者医療保険料の納入通知書を送付します。

保険料の決まり方

- 保険料は加入者ごとに計算され、被保険者一人一人が納付します。
- 子ども分の新設に伴い、保険料は、医療分と子ども分の合計となりました。
- 令和8年4月から令和9年3月までの12カ月分の保険料を、令和7年中の所得額により計算します。
- 途中で加入された場合は加入月分から計算し、途中で喪失された場合、喪失月分は計算しません。

$$\begin{matrix} \text{医療分} \\ \text{均等割額+所得割額} \times 1 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{子ども分} \\ \text{均等割額+所得割額} \times 1 \end{matrix} = \text{年間保険料}$$

※1 所得割額 = (総所得金額など※2 - 基礎控除) × 所得割率(医療分：9.93%、子ども分：0.25%)

※2 総所得金額など…「公的年金等収入-公的年金等控除」、「事業収入-必要経費」などで、社会保険料控除などの各種所得控除をする前の金額です。

保険料率の改定

後期高齢者医療制度は、2年ごとに保険料率を改定することとしています。令和8・9年度の保険料率は次のとおりです。

令和8・9年度の保険料率について

令和6・7年度		変更	【医療分】令和8・9年度		+	【子ども分(新設)】令和8年度※3	
均等割額	49,621円		均等割額	55,090円		均等割額	1,337円
所得割率	9.63%		所得割率	9.93%		所得割率	0.25%
保険料限度額	80万円		保険料限度額	85万円		保険料限度額	2万1千円

※3 子ども・子育て支援金制度は令和8年度から令和10年度にかけて段階的に構築されることとなるため、子ども分の保険料率については、令和8年度のみ記載しています。

令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が施行されたことに伴い、既存の医療分と合わせて新たに子ども分が追加されました。

「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から支援金をご負担いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。支援金は、こどもや子育て世帯を支援する事業の費用に充てられます。

☎ 子ども・子育て支援金制度コールセンター
☎0120-303-272

受付時間 午前9時～午後6時
(日曜、祝日を除く)

子ども家庭庁HPはこちら▶

